



支援制度一覧表

2025年 6月 12日版
制作 弁護士 永野 海



最新版のDL

: 原則、災害救助法の適用が必要
 : それぞれの制度等の適用や実施が必要
 : 原則、被災者生活再建支援法の適用が必要

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援				もらえるお金					借りられるお金				その他の支援		
	専門家への相談 ボランティアや 土砂撤去	自治体による 火災・地震保険 共済などの確認	応急修理制度 (2025基準)	応急仮設住宅	公費解体	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額		義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害復興 住宅融資	災害復興住宅融資の 高齢者返済特例	災害援護 資金貸付	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他	
							基礎 支援金	加算支援金 住居の再建方法 で金額が変わる											
全壊	困りごとは遠慮なく相談をして下さい	自治体ごとに時期・内容に違いがあります	水災補償の加入や金額も確認をしましょう	73.9万円	○	○	○	100万円	建設・購入 200万円	義援金配分委員会が配分方法を決定	避難中の災害関連死の時も申請を忘れずに ※5	定期的に自治体からの情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	住宅金融支援機構が行う住宅再建用の融資	60歳以上なら返済が利息のみの特例融資も	最大 350 万円	住宅ローンなど個人ローンが減免される制度	災害の損害を所得控除（確定申告必要）	右上のQR コードから
半壊など +建物解体							50万円	修理 100万円	民間賃借 50万円										
大規模 半壊				73.9万円		△	△	建設購入 100万円 修理 50万円 民間賃借 25万円											
中規模 半壊						※3	※4												
半壊					△														
準半壊				35.8万円															
一部損壊 (床下浸水も)					※2														
長期避難 世帯 ※1					※4	100万円	上記全壊と 同じ支援金							△ ※6					

※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになります。

※2 大規模な災害では、半壊以上の世帯や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もあります。

※3 特定非常災害などでは、半壊以上の建物も公費解体の対象になります。ただし、修理か解体かは焦らずに検討を。

※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方なども入居することも。入居には自治体ごとに条件があります。家賃は必要です。

※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額が支給されます。

※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害（浸水被害も）でも各150万円まで借入れできる可能性。